

家庭保育主義の批判的検討——障害児を含む全園保育論の確立を求めて——

豊島 博
(熊本短期大学)

はじめに

報告者は、「障害者の発達およびそれを促す教育について」を中心に障害者問題の研究に取り組んできた。今日、障害児の早期発見・早期療育（当然のことながら、専門家によるところのその意である）が、さかんに言われるようになってきている。報告者のこの間の進見によっても、障害児の発達を促すためには早期に専門家の手になねられ集団で保障されねばならないのではなかろうか、という疑問を導いている。しかし一般に、社会的保育への消極的傾向が存在し、とりわけ早期からの社会的保育には障害児に限らず否定的傾向が強い。そこで、報告者が先の仮説の検証を進めつつ障害児を含む全園保育論という形で提議を試みていこうとする時、必ず、この社会的保育への消極的な否定的傾向、すなわち家庭保育主義ともいうべき性格を取り除くことから始めねばならないことになる。

折しも、信託行政調査会の基本審議が出され、その示す方向により保育批判政策がとられ出している。この保育批判政策に批判を予え、あるいは、保育批判論を受け入れやすい素地を形成しているものか、やはりこの家庭保育主義ともいうべきものなのである。このことが、家庭保育主義の検討をさらに要請することになっていると思われる。

そこで、本報告において、家庭保育主義ともいうべきものの根拠をなすもの何か、さらに、家庭保育主義のイデオロギー性（それが一つの論を成す結果た可奥の根拠）を検討することによって、障害児を含む全園保育論確立へ向けての基礎作業をしたい。

1. 家庭保育主義の根拠

家庭保育主義とは、端的に言えば、乳幼児の看護や教育の主たる責任を家庭におく考えである。この考え方は、社会的保育・集団保育を批判する時、両親とりわけ母親の無自覚を批判する時によく登場するものである。また、3歳以上の幼児に社会的保育・集団保育の意義を評価する者の中にも3歳未満児はこの考え方を採用する者も多い。保育の歴史と社会科学に動付けられている者の研究成果の中にも科学的な意味を経ることなく併存させられている。たとえば、ある保

育史の書では、歴史と社会科学的に解き明かしつつ、「保育が家庭でなされる」ということは、たいへんむづかしい、至当なことである。幼児およびそれ以下の年齢の子どもは、どうしても個別的なとりあつかいをうけることが必要である。保護しながら教育するということは、一人か、あるいは少数の人数、多数に同時に施すことはできないのも事実である。子どもは、数かれ少なかれ、当然の心理的発達段階としての自己中心性をもっており、個人的な存在である。しかも、そんな子どもの生活条件を最も完全に近くみたくする本能的な能力をもつものは、何といても母親である。家庭保育時代（報告者注、原著者は産業革命以前の時代をこう呼び、それ以降を施設保育の時代と呼んでいる）一保育の場所が家庭であり、保育者が母である時代が、非常に長い期間つづいて動かなかったのは、故のないことではありません。」と「自然の理」としての家庭保育主義をもう一方で主張している。これほどに、家庭保育主義は根深く、かつ多数者が受け入れているものである。しかし、おおよそ科学を志向しようという人間は、根深いとか多数者が受け入れているとかいうことで通過するわけにはいかない。その主義を採用するにあたっては、それなりの科学的正当性と認識した上で採用すべきであろう。

では、家庭保育主義を根拠づけているものは何か。そしてそれらの根拠が科学的正当性を有していると思えるのか。これらの問いを考察するにあたって想起されるのが、マックス・ヴェーバーの権威の正当性の三つの様式の中の一つである「伝統主義」である。「長年にわたって存在してきたやり方と連続しているとか、長年にわたって妥当である」という資格を与えられておりそれをきりんと継承しているとかいう根拠のみでそれを権威づける論理。もっとわかりやすく言うならば「先祖や父母たちがやってきた、そして、自分たちも今までずっとやってきた、そういうことだから、過去にやったあるいは過去に行われた」という。ただそのことだけで、将来における自分たちの行動の基準にしようとする論理。としての「伝統主義」を、である。具体例を挙げると、男の教える年42歳、女の教える年33歳を「厄年」と言いその際に神に祈ったりして災いを取り除こう（厄払い）とする人は数多い。しか

し、従い合ひやすいとされるこの年鑑についての生理学的・医学的説明と対応ぬきに「死んだ」を行、たところで問題は解決しないはずであるが、先祖がやってきたということのみでそれを行うのである。ある事象について科学的データとそれに基づく科学的思考による説明が通んでない時点では、こうした伝統主義に陥りがちである。家庭保育主義も、それを根拠づける論理についての説明があまり通んでいないために、“伝統主義”的立場で多くの者が肯定することになってしまっているのではないだろうか。

家庭でしかも母親によって育児されるのが「自然の理」になつていられると言われる時、暗に、母親はお産した後引き続き授乳しなければならないということが理由とされる。このお産・授乳を育児と結びつけ、育児責任の根拠としてよい。それを考える際、各々の人間行為を生物学的側面、人間的側面に科学的限定を行う必要がある。その後、純粋生物学的側面以外に、異なった文化により異なったあり方が存在するということが前提とすべきであろう。まず、出産という人間行為に関しては人工胎児環境からの出生等という科学による生物学的・自然の超克は予測できないので、純粋に生物学的側面と捉えられるであろう。次に授乳についてであるが、母親にとって分泌して母乳を飲ませなければ生理的不快感を招来しかねないことになるという点からは生物学的側面を示唆される。赤ん坊にあっては生きていくために飲むという行為それ自体は生物学的事柄であろうが、人工乳の中にも免疫を含まないが栄養上はほとんど母乳と変わらない成分のものが開発されてきていることから、人間的側面を見てとれる。母親の死亡その他の理由で母乳を飲めない赤ん坊も運命なく育っている事実がそれを示している。さらに、授乳行為における母親と赤ん坊の間には、肌がふれあひぬくもりを感じあひ、語りかけ、かけられ等の交流がなされ、これが赤ん坊の認識や人間的欲求を形成し、母親の育児意欲を向上させていくとして重視されている。しかし、具体的にはそのような理想的働きかけがなされるとは限らず、たとえば、テレビを見たり神経を弄立たせたりしながら語りかけることなく授乳だけを行うことも多々あるだろう。報告者は、こうした授乳よりは、人工乳であっても微笑み語りかけながら授乳する方がよいと考える。それでもなお母親による授乳の優位性を唱えようとすれば、授乳における生物学的側面の決定性が証明されなくてはならないことになる。語りかけや微笑み等の人間的側面よりも、声の高さ・肌の赤かさ・手のしなやかさ・免疫の伝達が決定的で

あるということ。もっともこれが証明されただけでは、母親でなくてはいけないということにはならない。抽象化され理想化された母親より“鍛えられた他人”、すなわち専門家の方がすぐれているということになるであろう。このあたりの立証は、科学的データを集め科学的思考によってなされるべきであろう。(データ収集に際しての非人間的な方法が厳に戒められるべきであることは言うまでもない)

その他、子どもの発達にとっての母子関係の重要性も家庭保育主義の根拠とされている。しかし、このことは、施設保育のような母親によらない保育の問題点が述べられるという形で説明づけられているにすぎない。やはり、これも、出産・授乳と育児の場合と同様、立証を迫るべきであろうと思われる。

2. 家庭保育主義のイデオロギー性一語にかえて—
この家庭保育主義の問題性には、以上述べてきたように、それを正当づける科学的根拠が薄弱であるということの他に、家庭保育主義なる一つの論を形成した時に果たす更の役割があげられる。

従来、子育てはとくに3歳まで(家庭で育児されるべきであると家庭保育主義が語られることにより、婦人も家庭にとどまることとなっていた。そしてまた今日、“お年寄を老人ホームへ入れるなんて……”という言葉に表現されているように家庭を相対的に理想とし、“在宅福祉”の名をもって老人を家庭介護の方向へ向けしていくこととあわせて、家庭保育主義をもって福祉の抑圧に望みようというわけである。家庭保育主義がこのようにイデオロギー性を帯びる時、問題はさらに重大化する。

そこで、性役割論・母子関係論等から提出されている事象の一つひとつを、長期間にわたるすぐれた観察眼による観察等の方法をもって科学的データを収集し説明することによって、“伝統主義”を替えていくべきであろう。